



# 見 積 依 頼 書

PAGE : 1

会計年度	2026年度
見積依頼NO	26su000015
見積依頼日	2026/1/13
見積期限	2026/1/20

件名	令和8年度ガソリン等の購入（単価契約）
摘要	

国立研究開発法人国立環境研究所 茨城県つくば市小野川16-2	TEL:
見積依頼部門 総務部 見積依頼担当者 小林 祐斗	FAX:

行	品規名格	数量単位	希望納期 納入場所	備考
1	令和8年度ガソリン等の購入（単価契約）  仕様・規格等は仕様書の通り。	1式	2027/3/31 仕様書の通り	【公開見積】



F2507000003

2025/11/25 17:01:50

## 仕様書

### 1. 件名 令和8年度ガソリン等の購入（単価契約）

本仕様書は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）が調達する「令和8年度ガソリン等の購入（単価契約）」について規定する。

2. 数量	レギュラーガソリン	8244.82 リットル
	軽油	1406.60 リットル

※上記の予定数量は過去の発注数量から算出したものであり、最低量を保証するものではない。なお、予定数量の詳細は別紙を参照のこと。

### 3. 研究内容・購入目的

NIES が所有する所用車及び NIES が出張等で利用するレンタカーの運行に必要なガソリン等を購入するものである。

### 4. 仕様

「令和8年度ガソリン等の購入（単価契約）」については、以下の条件を満たす必要がある。

#### (1) レギュラーガソリン及び軽油の給油条件

- ① ガソリンカードの使用により、供給可能な給油所が NIES 本部の所在地（茨城県つくば市小野川 16-2）から半径 3.5km 以内に 2 箇所以上、かつ全国で計 2,000 箇所以上あること。
- ② (1) ①の供給可能な給油所は、原則として全都道府県に分布していること。
- ③ (1) ①の全ての給油所（高速自動車道のサービスエリアは除く）において、同一単価であること。
- ④ (1) ①の全ての給油所において、(2) ①のガソリンカードの提示により給油可能であること。

#### (2) ガソリンカード

- ① 上記 (1) の給油条件を満たすガソリンカード 20 枚を発行すること。
- ② (2) ①のガソリンカードは落札者として決定された日から令和 8 年 3 月 31 日までに NIES の指定場所に納品すること。
- ③ NIES が所有する所用車の台数の追加、磁気不良等、ガソリンカードの追加・交換が必要となった場合は、依頼日から 2 週間以内に新たなガソリンカードを納品すること。
- ④ ガソリンカードの発行に係る手数料等の費用は請負者が負担すること。

(3) 請求方法

毎月 20 日までに前月分の数量等をとりまとめ、1ヶ月毎に請求するものとする。

5. 納品場所 茨城県つくば市小野川 16-2 国立研究開発法人国立環境研究所

6. 納入期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

7. 協議事項

本仕様書の内容に疑義等が生じた場合は、NIES 担当者と協議し、その指示に従うこと。

8. その他

本調達が、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針における特定調達品目に該当する場合は、適合製品を納入すること。

また、納入引渡しが完了した時点より 1 年間を保証期間と定め、保証期間中における設計及び製作上の原因による故障や不具合に関しては、納入者の責任において補修すること。

## 別紙

ガソリン等使用量（見込）

※2024年11月～2025年10月の実績より算出

月	レギュラー(L)	軽油(L)
4月	541.22	152.84
5月	644.59	196.02
6月	1064.76	117.59
7月	1006.57	40.00
8月	891.71	0.00
9月	799.18	0.00
10月	686.74	239.17
11月	739.61	179.95
12月	449.33	100.09
1月	529.05	130.55
2月	454.04	66.78
3月	438.02	183.61
合計	8244.82	1406.60

# 契 約 書 (案)

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 木本 昌秀（以下「甲」という。）は、  
（以下「乙」という。）と下記物品購入について、次の  
条項により契約を締結する。但し、現品を甲の指定する場所に納入（搬入の場合も含む。以下同  
じ。）するまでに要する費用は、契約金額中に含むものとする。

## 記

1. 件 名 令和8年度ガソリン等の購入（単価契約）
2. 契約単価 別添1に定める金額（消費税額及び地方消費税額を別途加算）
3. 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
4. 契約保証金 免除
5. 履行場所 仕様書のとおり

### （契約の目的）

第1条 乙は、別添1に定める契約単価をもって頭書の期間、甲の指示するところにより納入する  
ものとする。

### （納入検査）

第2条 乙は、現品を納入するときは、必要事項を甲に通知し、立会のうえ検査を受けなければな  
らない。但し、乙に差支えがあって立会することができない場合は、あらかじめ甲の承諾を得た  
確実な代理人を差し出さなければならない。

- 2 甲は前項の通知を受けたときは、乙から通知を受けた日から10日以内に納入検査をするものと  
する。
- 3 納入現品は、すべて甲の指示（仕様書等）のとおりであって、甲が行う検査に合格したもので  
なければならない。
- 4 前各項の検査に必要な費用は、乙の負担とする。

### （所有権の移転及び危険負担）

第3条 納入現品の所有権は、甲が前条の検査の結果、合格品と認め、合格品を受領して、乙にそ  
の受領書を交付したときに移転する。また、受領書が発せられるまでの現品亡失毀損等の事故そ  
の他一切の責任は、乙の負担とする。但し、甲の故意又は重大な過失によった場合は、この限り  
でない。

### （不合格品引取）

第4条 乙が、甲の施設を利用して第2条の検査を受け、その結果不合格となった現品は、甲が指  
定した期限内に持ち去らなければならない。

2 甲は、前項の期限経過後は何時でもその現品を他の場所に運搬し又は第三者に保管を託すこと  
ができる。但し、その費用一切は、乙の負担とする。

### （納期の有償延期）

第5条 乙が、第7条以外の事由によって、第1条の場所及び期限内に合格品の納入ができないと  
きは、乙はその事由を詳記して納入期限内に延期を請求することができる。この場合、甲は特に

事情止むを得ないものと認められるものに限り、遅滞料を徴収して延期を許すことができる。

(遅滞料)

第6条 第6条 遅滞料は、その期限の翌日から起算して、遅滞日数に応じその未納付分に相当する金額に対し、民法（明治29年法律第89号）第404条で定める法定利率で計算した額とする。

(納期の無償延期)

第7条 天災地変その他乙の責に帰し難い事由によって、第1条の場所及び期限内に現品の納入ができないときは、乙はその事由を詳記して納入期限内に延期を請求することができる。この場合、甲はその請求が正当と認めたときは、特に前条の遅滞料を免除して納期の延期を許すことができる。

(請求の方法)

第8条 乙は毎月10日までに前月分の納入した物品の代金をとりまとめ、適法な手続きに従って請求するものとする。

(支払の方法)

第9条 甲は、第3条の所有権の移転が行われた後、乙から適法な請求書を受理した日から起算して60日以内に契約代金を支払うものとする。

(単価改定)

第10条 別添1に定める契約単価について市場価格に著しい変動を生じたときは、甲乙協議のうえ、単価を改定することができる。

(契約の解除)

第11条 甲は、自己都合により、この契約を解除することができる。但し、解除により生ずる損害については、第13条第2項によることとする。

2 次に掲げる事項の一に該当するときは、甲は、催告することなくこの契約を解除することができる。

- 一 第5条及び第7条に規定する外、甲の指定する期限内に合格品の受領を終了しないとき。
  - 二 乙がこの契約の解除を請求し、その事由が正当なとき。
  - 三 乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
  - 四 甲が行う現品の検査又は納入に際し、乙又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正行為があると認めたとき。
  - 五 乙が第15条又は第16条の規定に違反したとき。
- 3 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。
- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
  - 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
  - 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
  - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用するなどしていると

き。

- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 4 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。
- 一 暴力的な要求行為
  - 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - 四 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為
  - 五 その他前各号に準ずる行為

(違約金)

- 第 12 条 次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 甲が第 11 条第 2 項、第 3 項又は第 4 項の規定により契約を解除したとき。
  - 二 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人が契約を解除したとき。
  - 三 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人が契約を解除したとき。
  - 四 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等が契約を解除したとき。
  - 五 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。
  - 六 この契約に関し、乙が独占禁止法第 3 条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は当該事業者団体（以下「乙等」という。）に対し、独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
  - 七 この契約以外の乙の取引行為に関して、乙が独占禁止法第 3 条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が、乙等に対し、納付命令又は排除措置命令を行い、これらの命令が確定した場合において、これらの命令に乙等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示され、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
  - 八 この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項の規定による違約金等の支払いを甲の指定する期間内に支払わないときは、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 404 条で定める法定利率で計算した額の延滞利息を甲に支払わなければならない。
- 3 第 1 項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超える場合において、甲がその超える分の損害を損害金として請求することを妨げない。

(損害賠償)

- 第 13 条 乙の契約不履行によって、甲が損害を受けたときは、甲は乙に対してその損害を賠償さ

せることができる。

- 2 乙が、この契約を誠実に履行する目的で調達又は製作等に着手後、第 11 条第 1 項による解約のため損害を生じたときは、乙は甲の意思表示があった日より 10 日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。
- 3 甲が前項の請求を受けたときは、その確証があるものに限り、適當と認めた金額を賠償することができる。但し、乙の同意を得て解除した場合はこの限りでない。
- 4 甲は、第 11 条第 2 項、第 3 項又は第 4 項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

(権利義務の譲渡)

第 14 条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を、甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和 25 年政令第 350 号)第 1 条の 3 に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

(秘密の保持)

第 15 条 甲及び乙は、この契約の履行に際し、知得した相手方の秘密を第三者に洩らし、又は利用してはならない。

(担保責任)

第 16 条 甲は、納入現品について納入後 1 年以内に契約の内容に適合しないものであることを発見したときは、契約不適合である旨を乙に通知し、他の良品と引換えさせ、あるいは修理させ又は既に支払った契約金額の一部を返還させることができる。

(紛争又は疑義の解決方法)

第 17 条 この契約について、甲乙間に紛争又は疑義を生じた場合には、必要に応じて甲乙協議のうえ解決するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

年　　月　　日

甲　　茨城県つくば市小野川 16-2  
国立研究開発法人国立環境研究所  
理事長 木本 昌秀

乙

## 単価金額内訳書

品名	規格	金額
レギュラー ガソリン		円／L
軽油		円／L